

件名	所有者が判明しない犬または猫の引取りについて
受付日	令和元年5月20日
ご意見・ご提案の概要	<p>所有者が判明しない犬または猫を発見した場合の対応について、県ホームページに相談先等を明記してほしい。</p> <p>また、土日は動物愛護センター等の開所しているところ で対応してほしい。</p>
県の考え方	<p>県のホームページには、相談先として、各保健所の連絡先や、所有者が判明しない犬または猫の引取りにあたっての留意事項を明記しております。</p> <p>また、動物愛護センターは、保健所へ収容された犬または猫の新しい飼い主への譲渡推進を目的とした施設であるため、引取り業務は行わないこととしております。</p> <p>今後とも県政への御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。</p>
担当課	健康福祉部 生活衛生課